

労災保険率等に係る関係法令

(注)
 労災保険法：
 労働者災害補償保険法
 徴収法：
 労働保険の保険料の徴収等に関する法律
 徴収法施行令：
 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行令
 徴収法施行規則：
 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則

労災保険法
 保険料
 第30条 労働者災害補償保険事業に要する費用にあてるため政府が徴収する保険料については、徴収法の定めるところによる。

徴収法
 (労働保険料)
 第10条 政府は、労働保険の事業に要する費用にあてるため保険料を徴収する。
 2 前項の規定により徴収する保険料（以下「労働保険料」という。）は、次のとおりとする。
 一 一般保険料
 二 第1種特別加入保険料
 三 第2種特別加入保険料
 三の二 第3種特別加入保険料
 四 印紙保険料

徴収法
 (一般保険料の額)
 第11条 一般保険料の額は、賃金総額に第12条の規定による一般保険料に係る保険料率を乗じて得た額とする。
 2 前項の「賃金総額」とは、事業主がその事業に使用するすべての労働者に支払う賃金の総額をいう。
 3 前項の規定にかかわらず、厚生労働省令で定める事業については、厚生労働省令で定めるところにより算定した額を当該事業に係る賃金総額とする。

徴収法
 (第1種特別加入保険料の額)
 第13条 第1種特別加入保険料の額は、労災保険法第34条第1項の規定により保険給付を受けることができる者にとされた者について同項第3号の給付基礎日額その他の事情を考慮して厚生労働省令で定める額の総額にこれらの者に係る事業についての第12条第2項の規定による労災保険率(その率が同条第3項の規定により引き上げ又は引き下げられたときは、その引き上げ又は引き下げられた率)と同一の率から労災保険法の適用を受けるすべての事業の過去3年間の二次健康診断等給付に要した費用の額を考慮して厚生労働大臣の定める率を減じた率(以下「第1種特別加入保険料率」という。)を乗じて得た額とする。

徴収法
 (第2種特別加入保険料の額)
 第14条 第2種特別加入保険料の額は、労災保険法第35条第1項の規定により労災保険の適用を受けることができる者(次項において「第2種特別加入者」という。)について同条第1項第6号の給付基礎日額その他の事情を考慮して厚生労働省令で定める額の総額に同種若しくは類似の作業を行う事業についての業務災害及び通勤災害に係る災害率(労災保険法第35条第1項の厚生労働省令で定める者に関しては、当該同種若しくは類似の事業又は当該同種若しくは類似の作業を行う事業に係る災害率)、社会復帰促進等事業として行う事業の種類及び内容その他の事情を考慮して厚生労働大臣の定める率(以下「第2種特別加入保険料率」という。)を乗じて得た額とする。
 2 第2種特別加入保険料は、第2種特別加入者に係る保険給付及び社会復帰促進等事業に要する費用の予想額に照らし、将来にわたって、労災保険の事業に係る財政の均衡を保つことができるものでなければならない。

徴収法
 (第3種特別加入保険料の額)
 第14条の2 第3種特別加入保険料の額は、第3種特別加入者について労災保険法第36条第1項第2号において準用する労災保険法第34条第1項第3号の給付基礎日額その他の事情を考慮して厚生労働省令で定める額の総額に労災保険法第33条第6号又は第7号に掲げる者が従事している事業と同種又は類似のこの法律の施行地内で行われている事業についての業務災害及び通勤災害に係る災害率、社会復帰促進等事業として行う事業の種類及び内容その他の事情を考慮して厚生労働大臣の定める率(以下「第3種特別加入保険料率」という。)を乗じて得た額とする。
 2 前条第2項の規定は、第3種特別加入保険料率について準用する。この場合において、同項中「第2種特別加入者」とあるのは、「第3種特別加入者」と読み替えるものとする。

徴収法
 (一般保険料に係る保険料率)
 第12条 一般保険料に係る保険料率は、次のとおりとする。
 一 労災保険及び雇用保険に係る保険関係が成立している事業にあつては、労災保険率と雇用保険率とを加えた率
 二 労災保険に係る保険関係のみが成立している事業にあつては、労災保険率
 三 雇用保険に係る保険関係のみが成立している事業にあつては、雇用保険率
 2 労災保険率は、労災保険法の規定による保険給付及び社会復帰促進等事業に要する費用の予想額に照らし、将来にわたって、労災保険の事業に係る財政の均衡を保つことができるものでなければならないものとし、政令で定めるところにより、労災保険法の適用を受けるすべての事業の過去3年間の業務災害(労災保険法第7条第1項第1号の業務災害をいう。以下同じ。)及び通勤災害(同項第2号の通勤災害をいう。以下同じ。)に係る災害率並びに二次健康診断等給付(同項第3号の二次健康診断等給付をいう。次項及び第13条において同じ。)に要した費用の額、社会復帰促進等事業として行う事業の種類及び内容その他の事情を考慮して厚生労働大臣が定める。

徴収法施行規則
 (賃金総額の特例)
 第12条 法第11条第3項の厚生労働省令で定める事業は、労災保険に係る保険関係が成立している事業のうち次の各号に掲げる事業であつて、同条第1項の賃金総額を正確に算定することが困難なものとする。
 一 請負による建設の事業
 二 立木の伐採の事業
 三 造林の事業、木炭又は薪を生産する事業その他の林業の事業(立木の伐採の事業を除く。)
 四 水産動植物の採捕又は養殖の事業

徴収法施行規則
 (法第13条の厚生労働大臣が定める率)
 第21条の2 法第13条の厚生労働大臣が定める率は、零とする。

徴収法施行規則
 (第2種特別加入保険料率)
 第23条 法第14条第1項第2種特別加入保険料は、別表第5のとおりとする。

徴収法施行規則
 (第3種特別加入保険料率)
 第23条の3 法第14条の2第1項の第3種特別加入保険料率は、1000分の5とする。

徴収法施行令
 (労災保険率)
 第2条 法第12条第2項の労災保険率は、厚生労働省令で定める事業の種類ごとに、過去3年間に発生した労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第1項第1号の業務災害(以下この条において「業務災害」という。)及び同項第2号の通勤災害(以下この条において「通勤災害」という。)に係る同法の規定による保険給付の種類ごとの受給者数及び平均受給期間、過去3年間の同項第3号の二次健康診断等給付(以下「二次健康診断等給付」という。)の受給者数その他の事項に基づき算定した保険給付に要する費用の予想額を基礎とし、労災保険に係る保険関係が成立しているすべての事業の過去3年間の業務災害及び通勤災害に係る災害率並びに二次健康診断等給付に要した費用の額、同法第29条第1項の社会復帰促進等事業として行う事業の種類及び内容、労働者災害補償保険事業の事務の執行に要する費用の予想額その他の事情を考慮して定めるものとする。

徴収法施行規則
 第13条 前条第1号の事業についてはその事業の種類に従い、請負金額に別表第2に掲げる率を乗じて得た額を賃金総額とする

徴収法施行規則
 (労災保険率等)
 第16条 労災保険率は別表第1のとおりとし、その細目は厚生労働大臣が別に定めて告示する。

徴収法施行規則
 (第2種特別加入保険料率)
 第23条 法第14条第1項第2種特別加入保険料は、別表第5のとおりとする。